

## 昭島市工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、昭島市検査事務規則（昭和51年昭島市規則第3号）第32条並びに昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第52条及び第53条の規定に基づき、昭島市が請負契約を締結した工事に係る成績評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者（以下「受注者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定者)

第2条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 昭島市検査事務規則第2条第1号に規定する検査員のうち、当該工事の検査を担当した総務部検査課検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 昭島市契約事務規則第52条第1項に規定する監督職員（以下「担当監督員」という。）
- (3) 工事を所管した課の課長（以下「総括監督員」という。）
- (4) 工事を所管した課の工事担当係の長（以下「主任監督員」という。）

### (評定の対象)

第3条 評定は1件の契約金額が200万円を超える工事の請負契約について行うものとする。ただし、次に掲げる工事の請負契約にあつては、評定を省略することができる。

- (1) 単価契約した工事
- (2) 水路等のしゅんせつ工事
- (3) 人孔ふた調整工事
- (4) 解体又は撤去の工事
- (5) 災害等に伴う緊急工事

### (評定の時期)

第4条 評定は、検査を完了した日から起算して14日以内に完了しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

### (評定の実施)

第5条 評定者は、請負契約ごとに工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第9条までに定めるところにより評定を行う。

- 2 本体工事の追加工事として、同一受注者が請負った工事の評定は、同一工事とみなし、本体工事の評定するものとする。

(主任監督員及び担当監督員が行う評定の内容及び方法)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会貢献」の項目について、評定を行う。

2 前項の評定は、第2号様式に定める工事成績評定項目別評定表(以下「評定項目別評定表」という。)により行う。

3 主任監督員及び担当監督員は、評定結果を評定表及び評定項目別評定表により総括監督員へ報告する。

4 主任監督員が担当監督員として工事を監督したときは、総括監督員が主任監督員の評定を行うことができる。

(総括監督員が行う評定の内容及び方法)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果を総合的に判断し、評定表の所見欄の評定を行う。

2 総括監督員は、工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)(第3号様式)により評定を行う。

(検査員が行う評定の内容及び方法)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について検査成績評定表(第4号様式)及び検査成績評定項目別評定表(第5号様式)により評定を行う。

(成績評定の取りまとめ)

第9条 検査員は、検査員の評定並びに総括監督員、主任監督員及び担当監督員の評定を取りまとめ、昭島市検査事務規則第32条及び第35条に規定する検査調書兼工事成績評定報告書(以下「報告書」という。)に評定結果を記録する。

(評定内容の確認及び結果の報告)

第10条 総務部検査課検査課長(以下「検査課長」という。)は、必要がある場合は、評定を行った評定者に対し評定結果に関する内容等について、説明を求めることができる。

2 検査課長は、評定結果を報告書により、総括監督員に報告する。

3 検査課長は、評定結果を報告書に工事成績評定通知書(第6号様式)及び項目別評定点採点表(第7号様式)を添付し契約担当者に報告する。

(評定結果の処理)

第11条 前条第3項の規定による報告を受けた契約担当者は、工事成績評定通知書及び項目別評定点採点表により受注者に評定結果を通知する。

2 検査課長は、項目別評定点採点表の総評定点が59点以下の受注者に是正計画書(第8号様式)を提出させなければならない。

(説明責務)

第12条 検査課長は前条の通知を受けた受注者から評定の内容について説明を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

2 総括監督員は、前項の説明について検査課長に協力しなければならない。

(苦情申立て)

第13条 受注者は、前条の説明に不服があるときは、市長に対し、書面により苦情申立てをすることができるものとする。

(昭島市工事成績評定苦情審査委員会への付議)

第14条 市長は、前条の苦情申立てがあったときは、厳正かつ公平に苦情申立てを審査するため、別に定める昭島市工事成績評定苦情審査委員会に当該苦情申立てを付議し、その意見を徴しなければならないものとする。

(苦情申立者への回答)

第15条 市長は、苦情申立てについて回答するに当たっては、前条の委員会の意見を十分検討し、書面により速やかに回答するものとする。

(評定の修正)

第16条 評定者は、苦情申立てに係る審査の結果その他の理由により評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正することができるものとする。

2 第10条及び第11条の規定は、前項の規定により評定を修正する場合について準用する。

(評定結果の活用)

第17条 契約を所管した課長は、検査課長から評定結果の報告をうけ、別に定める基準に基づき、工事成績評定結果を活用するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行し、施行日以降に締結する請負契約について適用する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施し、実施日以降に完了する請負契約について適用する。

(施行期日)

1 この要領は平成21年4月1日から実施し、実施日以降に完了する請負契約について適用する。

(昭島市工事採点基準の廃止)

## 2 昭島市工事採点基準は、廃止する

### 附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から実施し、実施日以降に完了する請負契約について適用する。

### 附 則

この要領は平成 30 年 10 月 1 日から実施し、同日以降に完了する請負契約について適用する。

### 附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から実施し、同日以降に完了する請負契約について適用する。